

質問の回答

No.	該当資料・項目	質問	回答	回答日
1	実施要領 3.参加資格 (7)	プライバシーマークの取得について、現在新規申請手続きを進めており(現地審査まで進んでおります)、3月中旬に付与契約手続き予定です。貴区との契約手続きの頃には取得が完了している見込みですが、プロポーザルに参加することは可能でしょうか？	応募書類の提出期限である2月28日(金)までに参加表明書も含め、ご提出いただきますが、参加表明書にて「参加資格の要件を満たしていること」を誓約していただきます。よって、2月28日(金)時点でプライバシーマークを取得している必要がございます。	2月17日
2	実施要領 6.応募書類 同種業務実績書(様式3)	都内商店街での周遊型謎解きイベントの実績がありますが、主催者様と契約書を締結しておりません。該当業務の内容が分かれば、別の形式の提出でも問題ありませんでしょうか？ また提出の際に必要な業務の内容の具体的な項目があれば、あわせてご教示いただけますと幸いです。	契約書の締結がない場合、請求書や領収書の控え等、「謎解きイベント」を請け負ったことが分かる内容が記載されたものをご提出ください。 上記資料がない場合、ご質問にありました「別の形式」でご提出いただいても構いませんが、こちらで内容を確認の上、実績の証明として認められるか検討させていただく場合がございます。	2月17日
3	その他	昨年ご実施されていた「KOTO旅めぐり2024」の謎解きについて、参考として参加人数をご教示いただくことは可能でしょうか？ また実際のキットについて、内容物を拝見することは可能でしょうか？	参加キットの販売数を回答させていただきます。 参加キットの販売数は、5,184部になります。 また、実際のキットについては、区役所窓口にてご覧いただくことが可能です。なお、お渡しは出来かねます。	2月17日
4	仕様書5.業務内容(4)印刷物の製作について	イベントPRチラシ40,000部の内、35,000部は区内の小中学校全児童・生徒へ配布するとありますが、小中学校への調整は受託者にて実施する形式でしょうか。もしくは、江東区様でご調整される想定でしょうか。	区が小中学校に対し、事前にチラシの配布を依頼します。受託者には各小中学校への配送やそれに伴う梱包等をしていただきます。	2月18日
5	仕様書5.業務内容(4)印刷物の製作について	イベントPRチラシ40,000部の内、35,000部は区内の小中学校全児童・生徒へ配布するとありますが、チラシ作成を5,000部にして、学校配布分の35,000部を謎解きパンフレットにすることは可能でしょうか。(その場合、謎解きパンフレットが想定15,000部と合わせて50,000部となります。)	小中学校の児童・生徒への参加促進が目的となりますので、チラシの代わりに謎解きパンフレットに変更することも可能です。その場合、事業者選定後に仕様書の内容を改めて調整させていただきます。	2月18日
6	仕様書5.業務内容(5)イベントPRについて③	区内や近隣エリアにおいて、消費者とリアルに接点を持つことが出来る場所(店舗や他イベントの会場等)での広報活動を実施することとありますが、店舗へのお声がけ・調整は受託者にて実施する形式でしょうか。もしくは、江東区様でご調整される想定でしょうか。	店舗等のご調整は受託者による実施を想定しております。	2月18日
7	仕様書5.業務内容(5)イベントPRについて③	区内や近隣エリアにおいて、消費者とリアルに接点を持つことが出来る場所(店舗や他イベントの会場等)での広報活動を実施することとありますが、【品川区・世田谷区】は近隣エリアに含まれますでしょうか。	イベントPRによって参加者や江東区への来訪者が増えることを目的としておりますので、「近隣エリア」に関して、特段範囲は設けておりません。よって、ご質問いただいた【品川区・世田谷区】におけるPRを妨げるものではございませんが、出来る限り江東区に隣接するようなエリアでもPRをするよう努めていただきたく存じます。	2月18日
8	実施要領6.応募書類	企画提案書の注意に「副本には業者名やロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は入れないこと」と記載がありますが、共同事業体を組んで参加の場合は、主幹事業社名のみを非表示にする形で良いでしょうか。事業体構成社、制作クリエイター等についても記載無しが望ましいでしょうか。	事業体構成社、制作クリエイター等についても記載はしないよう、お願いいたします。	2月18日